

青森県障害福祉サービス実施計画 (第6期計画) の進捗状況について

令和5年2月

青森県障害福祉課

青森県障害福祉サービス実施計画(第6期計画)の概要

(1) 計画の性格

- 障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」
- 「第3次青森県障害者計画」の「2 生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

(2) 基本理念

障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる青森県をめざします

(3) 計画期間

令和3年度～令和5年度 3年間

令和3年度実績

区分	成果目標		令和3年度実績	
	項目	目標（令和5年度末）		
1 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保	6箇所（6圏域）	6箇所（3圏域）	
	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討	各箇所年1回以上	1箇所（1圏域）	
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数	189人	10人	
	施設入所者数	2,358人	2,399人	
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1年以上の長期入院患者数	1,432人	2,066人	
	うち	（65歳以上）	（973人）	（1,365人）
		（65歳未満）	（459人）	（701人）
	早期退院率	入院後3か月時点	69%	国においてデータ更新作業中
		入院後6か月時点	86%	
		入院後1年時点	92%	
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	322日		
4 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	166人	104人	
	うち	（就労移行支援事業）	（71人）	（55人）
		（就労継続支援A型事業）	（56人）	（28人）
		（就労継続支援B型事業）	（36人）	（21人）
	就労定着支援事業の利用率	福祉施設から一般就労へ移行した者の7割以上	16%	
就労定着支援事業所の就労定着率	就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割	90%		
5 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	40市町村または6圏域	14箇所（5圏域）	
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	40市町村または6圏域	28箇所（6圏域）	
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	40市町村または6圏域	14箇所（4圏域）	
	医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	40市町村または6圏域	29市町村（4圏域）	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	40市町村または6圏域	2市町村	
	難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	確保	未確保	
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	県や各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築	構築	構築	

: 目標達成

主な推進方策

評価

「4 福祉施設から一般就労への移行等」の一部の目標については、計画初年度において目標を達成しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により取組が進まなかったこともあります。目標を達成していない項目については、次の推進方策により取組を進めていくこととします。

1 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 拠点等整備に関する研修会等の開催による市町村支援
- 未設置市町村への働きかけ

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- グループホームの整備推進による居住の場の確保
- 地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助事業の活用促進
- 地域生活を支援する訪問系サービスなどの充実

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 病院従事者等を対象とした地域移行に係る研修の実施
- 保健、医療、福祉の連携による退院支援
- ピアサポーターの養成と活用

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 障害者の就労訓練等を行う専門機関の利用促進
- 特別支援学校卒業者に対する就労移行支援事業の利用促進
- 企業や事業者等との連携等による就労定着促進

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児通所支援等の整備推進
- 医療的ケア児に対する支援体制の推進、コーディネーターの養成
- 難聴児のための支援体制づくりの促進